

2019年1月22日

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

## 新商品「家計保障定期保険NEO 就業不能保障プランPlus」発売等のお知らせ

東京海上日動あんしん生命保険株式会社(社長 なかざと かつみ 中里 克己)は、2019年2月2日(土)より、保障対象を全ての傷病に拡大した「家計保障定期保険NEO 就業不能保障プランPlus<sup>(注1)</sup>」および医療保険の新たな特約として就業不能状態等を保障する「**重度5疾病・障害・重度介護保障特約**」を発売します。

(注1)正式名称:家計保障定期保険(無解約返戻金型) 特定疾病・障害・重度介護保険料払込免除特約、5疾病・障害・重度介護家計保障特約 付加

### 1. 開発の背景

当社は、従来の医療保険や死亡保障ではカバーしきれない「保障の空白領域(在宅医療・就業不能・介護)」に備える保障をご提供する「生存保障革命 Nextage」に取り組んでいます。

2012年10月に発売した「家計保障定期保険 就業不能保障プラン」では、退院後の「働けない日々」のリスクに注目し、世帯主等のお客様が万一のときだけでなく、5疾病<sup>(注2)</sup>等により就業不能状態等となった場合に、保険期間を通じて家計を保障する商品を業界で初めて発売し、ご好評をいただいております。今般、お客様の保障ニーズに幅広くお応えするため、下記商品を新たに開発しました。

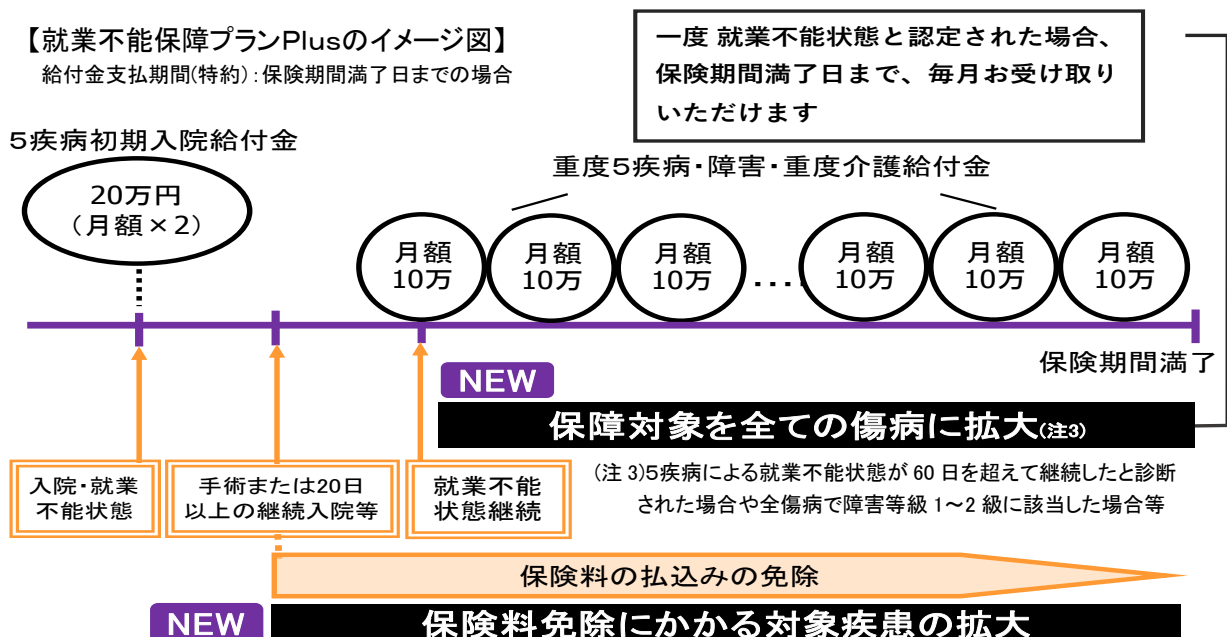
(注2)5疾病:悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全

### 2. 家計保障定期保険NEO 就業不能保障プランPlus(以下、就業不能保障プランPlus)の発売

#### (1) 商品の特徴

##### a. 保障対象を全ての傷病に拡大します

従来の就業不能保障プランは、5疾病による就業不能状態等に備える保障としておりましたが、保障対象を全ての傷病に拡大します。あわせて、保険料払込免除事由についても同様に拡大し、より多くのお客様にあんしんをお届けすることが可能となりました。



## b. 保険期間満了時年齢の上限を引き上げます

長寿社会における就業機会の拡大等を踏まえ、保険期間満了時年齢の上限を、従来の75歳から80歳に引き上げるとともに、契約年齢の上限も65歳から70歳に引き上げます。

### (2) 保障の内容

	保障の種類	お支払事由の概要	お支払する保険金額・給付金額等
主契約	死亡保険金	死亡したとき	いずれかを選択いただけます。 ①月払給付 基準給付金月額 (注)家計保障期間満了日まで 毎月お支払いします。 ②一時支払 お支払事由に該当した時点の保険金額
	高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき	
特則	特定疾病・障害・ 重度介護保険料 払込免除特則	①悪性新生物と初めて診断確定された場合や、 心疾患・脳血管疾患で手術または継続20日 以上の入院治療を受けたとき  ②5疾病・障害・重度介護家計保障特約の 重度5疾病・障害・重度介護給付金 のお支払事由に該当したとき	将来の保険料のお払込みは不要
特約	5疾病・障害・ 重度介護 家計保障特約	<b>&lt;重度5疾病・障害・重度介護給付金&gt;</b>  ①5疾病による就業不能状態が60日を超えて 継続したと診断されたとき  ②病気やケガにより、以下のいずれかの障害 状態に該当したとき ・国民年金法にもとづき、障害等級1～2級と 認定されたこと (注)精神の障害を原因として2級に該当した場合を 除きます。 ・所定の生活障害状態に該当したこと  ③病気やケガによる所定の要介護状態が 180日を超えて継続したと診断されたとき	(月払給付) 特約給付金月額 (注)給付金支払期間満了日まで 毎月お支払いします。ただし、 主契約の保険金支払事由に 該当した日以降は、お支払い の対象となりません。
		<b>&lt;5疾病初期入院給付金&gt;</b> 5疾病で入院をしたとき	特約給付金月額×2 (注)お支払いの限度は保険期間を 通じて1回のみ
	重度5疾病・ 障害・ 重度介護 一時金特約	5疾病・障害・重度介護家計保障特約の 重度5疾病・障害・重度介護給付金のお支払 事由に該当したとき	重度5疾病・障害・重度介護一時金額 (注)お支払いの限度は保険期間を 通じて1回のみ

### (3) 就業不能保障プランPlusの保険料

30歳加入 60歳満了、全期払、非喫煙保険料率、最低支払保証期間2年、月払口振、主契約・特約給付金額：月額10万円

性別	給付金支払期間	保険料
男性	2年	3,660円
	5年	4,250円
	満期まで保障	6,610円
女性	2年	2,710円
	5年	3,480円
	満期まで保障	6,290円

### 3. 医療保険：重度5疾病・障害・重度介護保障特約の発売

#### (1) 商品の特徴

##### a. 医療保障に付加できる就業不能保障をご提供します

就業不能保障プランPlusの就業不能保障部分と同様の保障を、医療保険の特約として発売します。本特約の付加により、病気やケガの治療に対する医療保障に加えて、就業不能状態にも備えることができます。

##### b. 給付金の受取方法が選択できます

給付金のお受取方法は、月額給付、一時支払、一部一時支払から選択することが可能です。これにより、「働けない日々」の経済的負担や治療費等の急な支出にご活用いただけます。

#### (2) 保障の内容（医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)に付加した場合）

	保障の種類	お支払事由の概要	お支払する保険金額・給付金額等
主契約	疾病入院給付金	病気入院したとき	入院給付金日額×入院日数 支払限度の型(1入院): 60日型・120日型・360日型 通算支払限度 1,095日
	災害入院給付金	ケガ入院したとき	
	手術給付金	病気・ケガで手術を受けたとき	入院給付金日額×給付倍率 給付倍率の型: I型(5・10倍)・Ⅲ型(5・10・20・40倍)
	放射線治療給付金	放射線治療を受けたとき	
特則	特定疾病保険料 払込免除特則	悪性新生物と初めて診断確定された場合や、心疾患・脳血管疾患で手術または継続20日以上入院治療を受けたとき	将来の保険料のお払込みは不要
特約	重度5疾病・ 障害・ 重度介護 保障特約	①5疾病による就業不能状態が60日を超えて継続したと診断されたとき  ②病気やケガにより、以下のいずれかの障害状態に該当したとき ・国民年金法にもとづき、障害等級1～2級と認定されたこと (注)精神の障害を原因として2級に該当した場合を除きます。 ・所定の生活障害状態に該当したこと  ③病気やケガによる所定の要介護状態が180日を超えて継続したと診断されたとき	いずれかを選択いただけます。  ①月払給付 特約給付金月額 (注)給付金支払期間満了日まで毎月お支払いします。  ②一時支払 特約保険金額

#### (3) 重度5疾病・障害・重度介護保障特約の特約保険料

30歳加入 60歳満了、全期払、月払口振、月額10万円、特定疾病保険料払込免除特則 付加

性別	給付金支払期間 2年	給付金支払期間 5年
男性	870円	2,120円
女性	910円	2,210円

以上